

令和2年11月27日

— 総合設計制度及び地区計画制度に関する  
企画総務委員会調査最終報告書 —

千代田区議会企画総務委員会

第1	100条調査権の付与	
1	調査権付与の経緯	1
2	企画総務委員会の概要（定数・委員・所管）	3
3	100条調査権に基づく調査事項	3
	（1）調査事項	3
	（2）決議	3
	総合設計制度等の調査に関する決議（別紙1）	4
第2	調査方法	5
第3	調査経過	6
第4	調査内容	8
1	委員会運営の調査事項及び基本的な調査の方針	8
2	調査の論点及び進め方	9
第5	調査結果	10
一	認定した事実	10
	①区長とその家族のマンション優先購入	
	～事業協力者住戸の斡旋と7千万円の転売利益の享受～	
	②日比谷エリアマネジメントへの区有地無償貸付	
	～区が2日で決めた時価255億円相当の土地・建物の無償貸付～	
	③区長の地方自治法違反の解散と履行されない調査への協力	
二	委員会としての結論	19
第6	まとめ 一区政への信頼回復に向けて	21
第7	調査経費	23
第8	弁護士への業務委託	23

別添 証人出頭請求に対する千代田区長夫人石川月恵氏からの回答書等

## 第1 100条調査権の付与

令和2年3月6日(金)夕刻のテレビ報道の中で、千代田区の総合設計制度を利用し容積率の緩和を受け建設されたマンションの1室が千代田区長石川雅己と区長夫人及び区長の次男に優遇して販売されていたと報道された。

この報道を受け、石川区長は、3月9日(月)の予算特別委員会総括質疑において、自ら発言を求め、報道内容について釈明する中で、『報道されたマンションは、申し込みをし、かつ、何回かの経緯の中で、最終的に事業者から次男本人が価格等の提示を受け、手付金を支払ったもので、明快に事業者から「事業協力者住戸」であるとの説明はなかったし、このことは、本人にも確認し、販売者にも確認した』とし、「手付金の支払いから1年半後、区分所有の話があり、区長夫人が判断したもの」と述べた。

これに対し、当該マンションが利用した区の総合設計制度は特定行政庁として区長名で許可したもので、その一室を区長とその家族が共有名義で購入しており、何らかの見返りとして、販売事業者が一般の購入者より優遇して住戸を提供していた場合、受託収賄が成立するほどの重大な問題であるとの指摘がされた。

さらに、同じ販売事業者が手がけた飯田橋駅西口再開発事業により、完成したマンションの1室を石川区長の長男が区長夫妻と共有名義で購入し、しかも短期間で転売することで数千万円の転売利益を受けていたことも明らかになった。

こうした事実を踏まえ、議会として地方自治法第100条に基づく調査権の付与が欠かせないとして、3月11日開催の令和2年第1回千代田区議会定例会継続会に議員提出議案第2号「総合設計制度等の調査に関する決議案」が提出され、賛成全員で決議し企画総務委員会に100条調査権が付与され、この調査権に基づき企画総務委員会での調査が始まったものである。

### 1 調査権付与の経緯

- (1) 令和2年3月6日(金)夕刻のNHKテレビ首都圏ニュースの中で千代田区の総合設計制度を利用し、容積率の緩和を受け、その結果10m高く建設することができた「パークコート三番町ヒルトップレジデンス」の一

室が、本来地権者などに提供される「事業協力者住戸」として、地権者でもない石川区長と区長夫人及び区長次男の共有名義で取得されていることが報道された。

(2) 3月9日(月)に開かれた予算特別委員会総括質疑の場で、石川区長より特に発言の申し出があり、報道内容について概略以下のとおり説明があった。

① 報道されたマンションについて、申し込みをし、かつ、何回かの経緯の中で、最終的に事業者からこの住戸について、次男本人が価格等の提示を受け、本人が適正な価格ということで手付金を支払ったもので、明快に事業者から「事業協力者住戸」であるとの説明はなく、これは、本人にも確認し、販売者にも確認した。

② 購入の手順・手続きは次男が行い、手付金の支払いから1年半後、区分所有の話があり、区長夫人が判断した。

(3) この説明については、当該マンションが利用した区の総合設計制度は特定行政庁として区長名で許可したものであり、そのマンションの一室を区長自らが共有名義人として購入しており、販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社から何らかの見返りとして、一般の購入者より優遇されて提供されていたとしたら受託収賄が成立するほどの重大な問題であると考えられた。

さらに、三井不動産株式会社は、三井不動産レジデンシャル株式会社とともに飯田橋駅西口再開発事業も手がけており、ここでは、再開発等促進区を定めた地区計画を導入したことで、大幅な容積率の緩和を受け、最終的には容積率が約2倍になったことが明らかになった。

(4) 石川区長のマンション購入について、販売事業者である三井不動産レジデンシャル株式会社及びその関連会社である三井不動産株式会社に対し開発上の便宜を図ることで、区長が他の購入者より優遇を受けて、人気物件とされるマンションを購入していたのではないかとの疑惑が深まった。

区議会では、その真実を明らかにするために、強い権能を有する100条調査権に基づく調査が必要との判断に至り、令和2年3月11日の令和2年第1回区議会定例会継続会において、議員提出議案第2号「総合設計制度等の調査に関する決議」が賛成全員で決議され、企画総務委員会に100条調査権が付与され、本調査権に基づく調査が開始された。

## 2 企画総務委員会の概要

(1) 定数 9名

(2) 委員

委員長	はやお 恭一	副委員長	米田 かずや
委員	小林 たかや	委員	桜井 ただし
委員	林 則行	委員	うがい 友義
委員	木村 正明	委員	小枝 すみ子
委員	岩田 かずひと		

(3) 所管事項

環境まちづくり部に関する事項

政策経営部に関する事項

会計室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項

## 3 100条調査権に基づく調査事項

(1) 調査事項

総合設計制度及び地区計画制度等に関する事項

(2) 決議

別紙1

## 総合設計制度等の調査に関する決議

下記により総合設計制度及び地区計画制度に係る事項の調査に関する決議を提出します。

### 記

#### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項に基づき、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するものとする。

#### 2 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の権限を企画総務委員会に委任する。

#### 3 調査期限

企画総務委員会は、閉会中も調査できるものとし、1に掲げる調査が終了するまで、2に掲げる調査権限を有する。

#### 4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、50万円以内、来年度においては、300万円以内とする。

以上、決議する。

令和2年3月11日

千代田区議会

## 第2 調査方法

### (1) 記録の収集及び調査

100条調査権に基づき、千代田区役所、三井不動産レジデンシャル株式会社、一般社団法人日比谷エリアマネジメント、株式会社生活都市から記録の提出を受けるとともに、関係不動産及び法人に関する登記事項証明書を取得し、内容を調査した。

### (2) 証人尋問

千代田区長 石川 雅己氏

区長次男 石川 雅也氏

千代田区教育長（当時） 坂田 融朗氏

三井不動産レジデンシャル株式会社現取締役 山田 貴夫氏

区長夫人 石川 月恵氏（出頭拒絶及び記録の提出拒絶）

### (3) 出席理事者

環境まちづくり部長、計画担当部長、まちづくり担当部長、麴町地域まちづくり担当課長、政策経営部長、財産管理担当部長、行政管理担当部長、総務課長、区議会事務局長、次長とし、委員会での調査内容に応じてその他の理事者も含め出席を求めることとした。

### 第3 調査経過

回数	日付	議題
	令和2年 4月20日	・100条調査に関する勉強会
1	令和2年 4月24日	・総合設計制度及び地区計画制度に関する調査について ・今後の進め方について
2	令和2年 5月 7日	・資料要求について
3	令和2年 5月14日	・証人尋問者について
4	令和2年 5月25日	・証人出頭要求について
5	令和2年 6月10日	・証人出頭要求について
6	令和2年 6月16日	・証人喚問（千代田区長石川雅己）
7	令和2年 6月22日	・100条調査について
	令和2年 6月25日	・本会議にて中間報告
8	令和2年 7月 8日	・区長の証人尋問の結果のとりまとめについて ・証人出頭要求について
9	令和2年 7月21日	・100条調査について
10	令和2年 7月29日	・証人喚問（区長次男石川雅也）
11	令和2年 7月30日	・記録提出要求について
12	令和2年 8月26日	・日比谷地区のまちづくりに関する経緯・経過等について ・東京ミッドタウン日比谷の区有地視察
13	令和2年 8月31日	・100条調査について
14	令和2年 9月 1日	・今後の証人出頭要求及び記録提出要求について
15	令和2年 9月18日	・証人喚問（区長夫人石川月恵）出頭拒絶
16	令和2年 9月25日	・証人出頭要求について
17	令和2年10月 5日	・証人喚問について ・記録提出要求について
18	令和2年10月 9日	・証人喚問（千代田区教育長坂田融朗）



回数	日付	議題
19	令和2年10月14日	・証人出頭要求について
	令和2年10月15日	・本会議にて中間報告
20	令和2年10月26日	・証人喚問（三井不動産レジデンシャル(株)取締役山田貴夫） ・証人出頭要求について
21	令和2年10月30日	・証人出頭要求について ・記録提出要求について
22	令和2年11月2日	・証人の出頭拒否及び記録提出拒否への対応について
23	令和2年11月13日	・証人喚問（千代田区長石川雅己）
24	令和2年11月25日	・100条調査について ・告発について

## 第4 調査内容

### 基本的事項の決定

本委員会における調査をどのように進めていくべきかについては、令和2年4月24日開催の100条委員会第1回目で「委員会の調査事項」及び「基本的な運営方法」について確認した。

なお、調査を進めていく過程で新たに必要とされた確認事項については、その都度行った。

### 1 委員会の調査事項及び基本的な調査の方針

#### (1) 調査事項について

議員提出議案として可決された「総合設計制度等の調査に関する決議」の中に示されている「調査事項」の「総合設計制度及び地区計画制度に係る事項」とする。

#### (2) 会議の公開・非公開について

公開とするが、必要に応じて秘密会で行う。

#### (3) 会議録について

個人情報については、必要に応じて、職員や議員などの公人以外の個人名を伏字にする。

#### (4) 委員会資料について

執行機関が作成したものや、責任の所在が明確なものについて原則公開とする。

ただし、個人名が記載されている資料、出典が明らかでないものや、資料の内容が事実であると立証されていない内容が含まれている場合は、委員限りの配付資料とした。

#### (5) 弁護士の委員会出席

弁護士の委員会出席について認め、本調査に関わる法的助言及び指導を求めた。

#### (6) 傍聴について

傍聴については、秘密会以外は許可するものとし、傍聴者が多数になると見込まれる場合は、第3委員会室等でモニターで視聴できるようにするなどの対応を行った。

#### (7) 報道対応について

報道機関の撮影及び録画については、申し出があった都度委員会に諮

って許可することとし、録音は不許可とした。

また、報道機関エリアは、場所の指定をした。

- (8) 傍聴者の録音、撮影及びパソコン等の使用について  
傍聴者の録音、撮影及びパソコン等の使用については、不許可とした。
  
- (9) 議員控室及び庁舎内へのテレビ放映について  
議員控室及び庁舎内へのテレビ放映については、秘密会を除き原則放映することとした。

## 2 調査の論点及び進め方

### (1) 論点

- ① 石川区長が家族と共有名義で購入した「パークコート三番町ヒルト  
ップレジデンス」の一室が「事業協力者住戸」として特別に用意された  
物件であった事実の明確化。
- ② 石川区長の令和2年3月9日の予算特別委員会での答弁の確認。
- ③ 地区計画制度及び総合設計制度による容積率の緩和と石川区長のマ  
ンション購入に際しての便宜供与の有無。
- ④ 「パークコート富士見ザ・タワー」を含む飯田橋西口駅前再開発事業  
に伴い区有地の広場1号を事業に組み込んだことで容積率が一層緩和  
されたことについて。
- ⑤ 同富士見のマンションの購入の経緯・経過と多額の転売利益につい  
て。
- ⑥ 「東京ミッドタウン日比谷」における「一般社団法人日比谷エリアマ  
ネジメント」に対する区有地の長期にわたる無償貸付について。
- ⑦ 千代田区職員の倫理規程に照らして区長のマンション優先購入の件  
はコンプライアンス上の問題が問われると疑われる件について。

### (2) 調査対象期間

調査事項の終了まで。

### (3) 調査内容

千代田区を含め、関係機関から提出された記録及び資料について、内容  
を詳細に検討し、千代田区長はじめ関係人を証人喚問した上で、千代田区  
長が開発事業に対し、事務執行上の便宜を諮った見返りに、事業者から優  
遇を受けてマンションを購入したのではないかという疑惑について、明ら  
かにする。

(4) 証人喚問対象者

千代田区長石川雅己氏、同夫人石川月恵氏、同次男石川雅也氏、千代田区教育長坂田融朗氏（東京ミッドタウン日比谷の都市再開発事業推進時の担当部長）、三井不動産レジデンシャル株式会社現取締役山田貴夫氏（販売当時の都市開発一部長）。

(5) 調査順序

- ① 関係機関からの提出記録及び資料に基づく調査。
- ② 記録及び資料により明らかになった事実について、調査対象者を証人喚問し、尋問を行った。
- ③ 尋問における証言に偽証及び証言拒絶若しくは出頭拒絶したことが明らかになった場合は、直ちに管轄の検察庁及び警視庁に対し告発の手続きを執ることとした。

## 第5 調査結果

これまでの調査結果を総合的に勘案すると、認定できる事実は、次のとおりである。

### 一 認定した事実

- 1 次男居住用に共同購入したパークコート三番町ヒルトップレジデンス
- (1) 区の総合設計制度を利用したマンション建設  
今回の疑惑の端緒となった「パークコート三番町ヒルトップレジデンス」（以下「三番町マンション」という。）建設については、三井不動産レジデンシャル株式会社（以下「三井レジデンシャル」という。）が、建築の際、特定行政庁である石川区長が許可権者である千代田区の総合設計制度を利用している。同制度により容積率の緩和を受け、三番町マンションは、高さが約10メートル上乗せされた60メートルで建設され、その結果供給戸数が増えた。
- (2) 区の総合設計制度の選択と直後の改正  
「総合設計制度」を利用する際の建築審査会（平成27年2月18日）において、「なぜ延べ床面積が1万平米を切っているか、何か特段の意味があるのか」との建築審査会からの質問に対し、区の担当者が「1万平米を超えると区の総合設計制度が使えなくなる。東京都の総合設計制度を利用すると制度要件が厳しくなるためと聞いている」と答えている。平成27年2月当時の東京都の総合設計制度では、歩道上空地（要求幅員）を3mとされていたところ、区の総合設計制度は2mであった。三番町マンション

の建築審査後、同年9月に区の制度要綱も東京都同様の3mに改正された。因みに、この三番町マンションは、平成27年度中において区の総合設計制度が適用された唯一の物件である。

(3) 石川区長名義での三番町マンション資料請求

平成27年5月に確認済証を受けて三番町マンションの建設が始まり、同年11月、第1期第1次販売に先立ち、三番町マンションの事前案内会が行われた。三井レジデンシャルからの記録によると平成27年8月22日に石川区長名義で資料請求を受けていた三井レジデンシャルは、資料請求に記載されていた石川区長自宅へ石川区長宛に事前案内会の連絡をした。これに対し、石川区長は、証人尋問において、三番町マンションの資料請求を石川区長名義でしていたことや、石川区長の自宅に石川区長宛の事前案内会の連絡が来ていた事実を知らない旨証言した。次男は、証人尋問において、三番町マンションの資料請求を石川区長名義でしたことや、事前案内会の連絡が石川区長宛に来ていた事実を証言していない。

(4) 事前案内会と希望住戸を事業協力者住戸へ変更

石川区長宅に事前案内会の連絡があったことを受け、平成27年11月7日、区長夫人である石川月恵氏と次男である石川雅也氏家族(同夫人及び同子息)が三井レジデンシャルの設置した青山に所在する三番町マンションのモデルルームを訪問した。次男家族は、予算1億2000万円程度で同人家族の居住用マンションを物色した。この際、三井レジデンシャルの元販売責任者である者の証言によると良いお客様の対応をするとされるモデルルーム営業所長が担当し対応した。次男は、平成28年1月の第1期第2次で販売を予定していたFタイプ(67平米、2LDKタイプ)を気に入り、6階前後の購入を検討したいとの意向を示した。これを受けて、営業所長は11月27日までに次男家族に連絡をして次回のアポイントメントを取ることを約束した。

その上で、モデルルーム訪問の翌日以後遅くとも11月15日までの間に、区長夫人から三井レジデンシャルの営業所長宛電話があり、その内容は詳細な会話の記録は社内に残されていないものの、三井レジデンシャルは区長夫人から強い購入意向を感じ取った。この電話による強い働きかけを受け、11月16日から遅くとも同18日の間に、同社都市開発一部長、営業室長、営業所長が急遽協議し、「事業協力者住戸」ではなかった「Fタイプ6階前後」の部屋のうちから、602号室を新たに「事業協力者住戸」に設定することを決定し、11月28日付予定価格表において、602号室は「事業協力者住戸」と明記された。

三井レジデンシャルは602号室を区長家族のために設定した理由として、「販売戦略上、強く誘引するために事業協力者住戸に設定」したと説明する。しかし、602号室を事業協力者住戸に設定しようとしたきっかけは、まさに区長夫人が強い購入意向をあらかじめ示し、そのため購入意欲が高いと認識していたことは当時の販売責任者の証言で明らかであり、三井レジデンシャルが「販売戦略上、強く誘引する」必要はない。同

社が事業協力者住戸に設定したのは、区長夫人から物件を確実に購入したいとの意向を受けたことから、無抽選購入できる方策として事業協力者住戸に設定したと考えるのが素直である。そのことは、事業協力者住戸に設定後、三井レジデンシャルが「抽選することなく購入できる」と区長夫人や次男に伝えたことから明らかである。

(5) 事業協力者住戸の認識と偽証・証言拒絶の刑事告発

1月19日から同30日までの間に、区長家族に販売するために602号室を「事業協力者住戸」として設定した三井レジデンシャルは、区長夫人及び次男に対し、抽選の必要なく希望住戸を購入できる旨を電話で伝え、年明け早めに来場するよう申し入れた。その結果、区長夫人と次男は、602号室を含むFタイプ(第1期第2次)の事前案内会の初日である平成28年1月9日に事前案内の会場を訪問することを約束した。

次男は、共同購入に際し、「販売事業者から「事業協力者住戸」である旨の説明はなかった」、または、「説明があったかどうかについて記憶がない」などと証人尋問において証言し、石川区長は次男からは事業協力者住戸であると聞いたことはないと言っている。

しかし、次男が三井レジデンシャルから「602号室を購入いただける場合、抽選することなく購入できる旨の説明」を受け平成28年1月9日に事前案内会の会場を訪問していること、また、次男が三井レジデンシャル担当者から「本日決めていただければ優先的に購入できる」と言われたことを令和2年6月8日時点(代理人弁護士の照会書の日付)でも覚えていることなどに照らせば、少なくとも次男が602号室を優先的に購入できることになったとの認識は今日まで明確に覚えていることが認められる。

さらに、三井レジデンシャルの提出した記録に加え、当時の販売責任者(都市開発一部長)である同社山田貴夫氏(現同社取締役)の証人尋問における証言において、三井レジデンシャルの『販売担当者は、机上に「事業協力者住戸」と記載のある物件価格表を示しながら説明した』としていたり、石川区長と次男は、同人らの代理人弁護士が作成した令和2年6月8日付照会書において、平成27年1月9日の事前案内会会場で602号室について「その日に購入を希望すれば先着購入することができる可能性がある」と聴いた」としていることなどに照らせば、次男は優先購入できるのは602号室が事業協力者住戸になったからだと認識していたと考えるのが合理的であり、さらにそのことは共同購入者である区長又は区長夫人に伝えていたと考えるのが自然である。特に、区長夫人は602号室の購入を直接三井レジデンシャル担当者に強く働きかけ、それを受けた三井レジデンシャルは602号室を事業協力者住戸に設定し、同社が区長夫人にも直接電話で「602号室を購入いただける場合、抽選することなく購入できる」との説明をしているのであり、次男と同様に602号室が事業協力者住戸に設定されたことを知悉していたとの疑いは極めて濃厚であると言わざるを得ない。区長夫人と同居し、区長も共同購入者

として購入資金を出す立場であることに鑑みれば、区長も区長夫人から同人が三井レジデンシャルに強く働きかけ、その結果602号室が事業協力者住戸として設定され、優先購入できることになったことを聞かされていたとみるのが自然である。しかるに、区長は優先購入できる話は次男から聞いたことがあるが、事業協力者住戸であるという認識はないとの証言に終始した。

なお、令和2年6月16日に実施した石川区長の最初の証人尋問で、販売事業者を確認した際の状況について証言を求めると「自身で確認はしていない、知人を通じて確認した」と述べたが、その知人が誰であるかについては、正当な理由を示すことなく証言を拒絶した。区議会では知人による問い合わせの事実を明らかにするため、問い合わせたとする三井レジデンシャルに対し、調査権に基づく照会を行ったところ、「石川区長及びその関係者を含め照会は行われていない」旨の回答があった。そこで、6月16日の区長の証言は偽証並びに証言の拒絶にあたり告発すべき事案であることから、同年7月27日開会の第2回千代田区議会臨時会の初日に刑事告発の決議を賛成多数で可決し、同年8月26日に東京地方検察庁に告発状を提出し、その後受理された。

#### (6) 事業協力者住戸の共同購入と区長の関与

次男は、平成28年1月9日に事前案内の会場を訪問し、ご検討住戸アンケートに602号室を購入希望として記載した（このご検討住戸アンケートの記載は「ご希望いただいた住戸を販売住戸とできない場合」があること、登録受付・購入申し込みの効力がない旨説明されている。しかし、実際には、602号室は、すでに区長家族のために事業協力者住戸に設定され、抽選することなく購入ができることになっていたのである。）。

平成28年2月20日、区長、区長夫人及び次男と三井レジデンシャルとの間で602号室の売買契約が締結された。これに先立ち、2月15日には手付金が次男名義で三井レジデンシャルへ振り込みで支払われた（振込は次男名義であるが、振込元口座は次男の居住地の金融機関支店ではなく、区長夫妻の居住地近隣の金融機関であることから、当該振込は区長夫妻が関与した疑いが濃厚である。また、振込金の原資も次男の金員であるとの確認は取れていない）。

区長は、本年3月9日の予算特別委員会総括質疑において、区長本人がこの住戸の購入について共有名義人になることの相談を受けたのは売買契約締結後およそ1年半後であり、区長は従前から、自分は売買に関与していない旨の説明を繰り返してきた。しかし、区長は、2月19日には区長夫人を代理人とする委任状を自ら作成しており、その説明は事実と反することが判明した。区長の2度目の証人喚問（令和2年11月13日）では、手付金を支払った2月15日ころまでには共同購入することを決めていたと証言はぶれ続け、結局明確な証言が得られなかったものの、三井レジデンシャルが提出した資料や同社山田貴夫氏の証言によれば、平成27年11月7日にモデルルームに来訪し、その直後に区長夫人から

強い購入意向を受けた時点で「過去に事業物件をご購入いただいたお客様のご家族であり、購入意欲が高く、購入資金も問題ないお客様」であると判断していたことが明らかである。過去の事業物件である区長の長男家族が居住するために購入したと説明している富士見のマンションも区長夫妻が共同所有であったことを同社が考慮していたことに照らせば、今回の三番町マンションの購入も区長夫妻との共同購入であることを前提に対応していたものと認められる。これに反する区長の従前の答弁や証言は極めて疑わしいと言わざるを得ない。

## 2 長男居住用に共同購入したパークコート富士見ザ・タワー

### (1) 区の地区計画を利用したマンション建設

パークコート富士見ザ・タワー（以下「富士見マンション」という。）は、飯田橋駅西口再開発事業用地の一角に建設された高層マンションである。この再開発にあたっては、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」により提案された。当該マンションの建設を含む再開発事業は準備組合の設立段階から三井不動産株式会社（以下「三井不動産」という。）が参画しており、後に、三井レジデンシャルも参画して開発が行われたものである。開発に際しては、当初の事業用地に区の提案により、現在、駅前広場として整備が進められている「広場1号」を加えることで本来の開発用地の容積率が緩和され、加えて、有効空地・住宅評価による容積率の緩和も含め、本来の容積率410%から930%と大幅に緩和され、結果的に地上40階地下2階、総戸数505戸のマンションが建設された。

### (2) 富士見マンション共同購入の不可解な経緯

この開発により建設された富士見マンションの一室（2801号室）を石川区長と区長夫人、区長の長男石川雅一氏が建物竣工後の平成26年7月に共同購入した。

三井レジデンシャルの説明によれば、当初の契約者が平成25年5月に売買契約を締結したところ、平成26年3月に手付解除し、キャンセルとなった2801号室を先着順で申し込み購入したとのことである。ただ、石川区長及びその家族は、三番町マンションの場合とは異なり、富士見マンションの資料請求をしたことはなく、事前説明会に出席した記録や、キャンセル住戸に関する問い合わせをした記録も三井レジデンシャルには存在していない。それなのに、なぜキャンセル物件が出たことを区長らを知り、「先着順」で購入できたのであろうか。きわめて不可解な購入経緯のあることが明らかになった。区長は、証人尋問において、なぜ「先着順」で購入できたのかについてはわからないと証言している。

この点について、三井レジデンシャルは当該住戸がキャンセルになった事実を区長とその家族に告知した記録は残っておらず、三井レジデンシャルから連絡した事実はないとしている。また、担当者の記憶によると区長長男からキャンセル住戸の有無を問い合わせる電話連絡があり、当



該住戸のキャンセルの事実を知らせたと思われるとのことであった。

(3) 7千万円の転売益

区長夫妻と長男が三井レジデンシャルから「先着順」という形式で優先的に購入した疑惑が明らかになった富士見マンションは、当時、値上がり確実な人気物件として有名な高級マンションであった。実際、区長夫妻と長男は、平成26年7月の購入から2年半後の平成29年1月に2801号室を転売し、およそ7千万円の転売利益を得ている。

3 東京ミッドタウン日比谷の開発

(1) 日比谷エリアマネジメントスキーム

三井不動産が事業主となって「東京ミッドタウン日比谷」の開発が行われた。区は、この開発に併せ、通過交通が多かった区道を廃止し、新たに再開発敷地内に広場を整備した。創出した広場空間を継続的に「公共空間としての魅力の場」として利用しながら「空間の質を担保」する仕組みを検討する中で、区は、新たに設立された一般社団法人日比谷エリアマネジメント（以下「日比谷エリマネ社」という。）との間で区有地である広場を使用貸借することを合意し、無償貸付することとした。そして、区は、日比谷エリマネ社と協定を結び、同社に広場の管理を担わせた。区はこのスキームを「日比谷モデル」とも呼称している。

この間、平成23年4月、坂田融朗氏（以下「坂田氏」という。）が区のまちづくり推進部景観・都市計画課長に就任し、同月、元区のまちづくり関係の幹部職員が株式会社生活都市を設立した。同年5月には「株式会社日建設計」（以下「日建設計」という。）が「日比谷地区の広場計画及びエリアマネジメントについて」と題する日比谷エリアマネジメントスキーム（以下「日比谷エリマネスキーム」）の資料を作成している。都、区及び地元で日比谷エリアまちづくり基本構想が策定され、同年7月には日建設計が区の日比谷地区計画策定調査業務を8万8000円という破格の安さで落札した。

その後、平成27年3月には日比谷エリマネ社が設立され、坂田氏は同年4月にまちづくり推進部まちづくり担当部長に昇進した。同年6月には日比谷エリマネ社が都市再生推進法人に指定され、同年9月17日には区の用地問題検討委員会で広場の無償貸付の方向性が了承され、翌18日の調整会議では広場の管理について、行政や指定管理制度では事業コストが発生するので日比谷エリマネ社に活用させ、その収益を原資として公共空間の高質な維持管理運営を行わせる「日比谷エリマネスキーム」を確認した。

(2) 満足な部内検討することなく決まった日比谷エリマネスキーム

日比谷エリマネ社の理事には三井不動産の役員が就任し、事務局業務の一部を元千代田区の幹部職員が代表を務める株式会社生活設計に委託し、事務局業務とそれに付随する事項について担わせている。

広場である区有地の無償貸付について、平成27年9月16日付で用地問題検討会に当時のまちづくり担当部長坂田融朗氏が付議請求し、翌17日に議題として付された。用地問題検討会では、無償貸付については可とするものの「土地の貸付だけで捉えるべきではない。土地区画整理事業により、地下を含めて広場機能を有した賑わい施設や駐輪施設・防災機能等を備えた施設が建設される。その施設の管理運営や地域のマネジメントをどうさせていくのか。他の課題も含め、事業スキームをどうするのか検討及び検証し調整会議に諮ること」、「地下に建設される施設の位置付けについて、公の施設となるのか、そうではないのか」、「公共施設を財産の観点から見た場合、どう位置付け、どう評価し、どう捉えるのか議論すること」などの指摘がされて確認事項として記録されている。

用地問題検討会で指摘された確認事項があるにも関わらず、用地問題検討会の開催日と同日付で、まちづくり担当部長坂田融朗氏が無償貸付に関する検討を調整会議へ付議請求した。

翌18日に開催された調整会議において、用地問題検討会で指摘された事項を内部でも検討することはなかった。調整会議では、エリアマネジメントの新しい仕組みを作っていくという方向性については了承するものの、石川区長が「都市再生推進法人とはどういったものか説明できるようにしておくこと、都市再生推進法人に指定されるためには、財政計画や事業計画の提出、区への報告など、様々な要件を満たす必要がある。公共空間の維持管理を行政だけが行うのではなく、法人組織に公の位置付けを与え、法人自らが費用を捻出して公共空間のマネジメントを行い、使用の許認可権も法人が持つという根拠がある」と述べ、日比谷エリマネ方式に理解を示した。一方、副区長からは、「会議資料では、たったこれだけの区画整理エリアが生み出したものによって、街区全体の公共空間の維持管理を行なっていくんだという全体像のイメージがわかりにくい」、「日比谷も含め区内の区画整理や再開発におけるエリアマネジメントの流れを整理すること」といった指摘がされていることが議事要旨に記録されている。

### (3) 首脳会議を経ない無償貸付の決定

一定規模の区有地を民間に20年という長期にわたって無償貸付することは区にとって重要事項であり、用地問題検討会及び調整会議での指摘事項を担当部署で再度検討し、整理した上で最終的に首脳会議に諮るべきところ、同時に用地問題検討会、調整会議に付議されていた他の案件はその後首脳会議に諮られたにも関わらず、本案件は諮られていない。

その理由について、当時のまちづくり担当部長であった坂田融朗氏は証人尋問の証言の中で首脳会議に付議しなかった理由を問われ「首脳会議という一つの会議を飛ばしたに過ぎず、行政の中では、意思決定するのは文書主義であり、本案件も決裁を経ている。過程の中で会議を一つ飛ばしたことに何ら不思議に思っていない」旨述べ、さらに、「無償貸付された広場用地の財産価値が200億であろうと1千億であろうがあ

まり関係ない」とも述べており、適正な手続きを軽視した意思決定がなされていたことが明らかである。

(4) 議会への報告が一切ない中で決められた多額の無償貸付

広場の地下も含めて開発事業者の手によって建設された施設については、完成後区の所有財産として財産目録に掲載された。区有財産の20年という長期にわたる無償貸付について、仕組みを検討してから実際に貸付を行うまでや、建物竣工後においても、今回の当委員会における100条調査が行われるまでは、区及び区長が、区議会や区民に対し、説明を行った事実は一切なかった。

日比谷エリマネ社の第5期決算報告書（平成30年4月1日から平成31年3月31日）によれば、次の事実が明らかである。決算書中の損益計算書によれば、1年間の店舗収入は2億3,510万2,431円であり、これは無償貸付契約で認められた、転貸賃料と考えられる。この転貸賃料を含めた1年間の売り上げは合計2億7,420万8,085円に及んでいる。これに対し、施設の維持管理費を含む、経費（売上原価）は、1億6,939万5,936円で、売上総利益は、1億0,481万2,150円、一般管理費1,142万0,306円（この中には運営委託費648万円が含まれており、区職員OBが代表者である株式会社生活都市に対する月額30万円の委託料も含まれているものと考えられる。）を控除すると、営業利益金額は、9,339万1,844円で、営業外収益103万9,671円を加えると、経常利益金額は9,443万1,515円に及んでいる。そして、法人税、住民税および事業税合計3,158万4,353円を控除すると、当期純利益金額は6,284万7,162円の多きに達している。

千代田区と日比谷エリマネ社との間で締結された「有楽町日比谷地区における公共施設等の維持管理及び運営に関する基本協定書」によれば、維持管理費を日比谷エリマネ社が負担する代わりに、建物を転貸し賃料を取得できる仕組みとされている。決算書に照らすと、日比谷エリマネ社の第5期の純益が約6千万円であり、20年間とすると12億円の巨額に達するものである。

この純益に照らすと、無償使用を認めず、日比谷エリマネ社に賃料を支払わせ転貸を認める形式であっても、十分成り立つ仕組みであることが、明白である。例えば、年間4千万円の賃料としても、日比谷エリマネ社には2千万円以上の純益が生ずるのである。そして、年間4千万円の賃料を20年間累積すれば8億円となり、同額の千代田区の収入が損なわれる結果を招いているのである。転貸賃料の見込み、維持管理費の見込み等を検討することなく、日比谷エリマネ社に維持管理費を負担させるという点のみから、事前に当該貸付不動産の鑑定評価を行うこともなく無償使用を認めたものと評価せざるを得ず、その結果、千代田区に帰属すべき収益を毀損する結果を招いたともいえる。

まして、平成23年から日比谷エリマネスキームを一部で検討してい

たにもかかわらず、わずか数時間の用地問題検討会と調整会議の議論だけで決めたこと、両会議で挙げられた検討課題について満足な内部的検討もせずに、区が初めて採用する日比谷エリマネスキームの採用をいとも簡単に決定したこと、そして、極めて多額の収益を日比谷エリマネ社に付与する結果となるのが容易に認識・予想し得た千代田区所有の建物及び土地の同社に対する無償提供を議会に一切報告・相談することなく決めたこと、区長から区議会に何の報告もなかったことなどの事実に照らしたとき、あえて区長やまちづくり担当の幹部職員ら執行部の一部だけで排他的に検討し議論し決定する意図があったのではないかとの大きな疑念を持たざるを得ない。かかる部内検討及び議会の軽視は多選による傲慢から出たものと重く憂慮する事態である。

#### 4 違法な解散と履行されない百条調査協力義務

##### (1) 違法な解散処分の謝罪と百条調査への協力を誓約

令和2年7月29日に次男の証人喚問が控える中、令和2年7月27日、百条調査における区長の偽証・証言拒絶を刑事告発する旨を議会で決議したところ、これを不満に思った区長は、翌28日、地方自治法178条1項後段に基づき議会を解散する処分を行った。

この解散処分については、事前に区長に対し部内から違法である旨の見解が示されていたが、区長の独断で解散処分を行った。解散後、総務大臣が解散の有効性に疑義を示し、報道も適法性に疑義を示すものがあった。その中でも、区長が後日解散処分の無効取消訴訟で訴訟代理人に委任した弁護士でさえ、マスコミのインタビューを受けて解散の有効性に疑義を示していた。それにもかかわらず、区長は司法判断にゆだねると強弁し、議会が解散したとの理屈で議会審議に応じなかったことから区民へのコロナ対策給付金の審議ができなくなった。

そこで、区議会は同月31日区議会議員全員で東京地方裁判所に解散処分の無効取消訴訟を提起するに至った。審議の結果、8月7日、東京地裁は解散が不適法であることを認め執行停止の決定をした。区役所内の法学的見解はおろか、総務大臣の見解にさえ一顧だにせず、自分の誤った考えに拘泥するのは多選の弊害と言わざるを得ない。

同月12日、区議会は、裁判所の決定を受けて、区長に対し、「解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議」を全会一致で決議した。これに対し、区長は、同日、違法な解散処分を謝罪するとともに、「百条調査も含めて決議項目については真摯に受け止め誠実な対応」をすることを公開の議場で誓約した。

##### (2) 区長代理人を務めた区長夫人の非協力

三井レジデンシャルから提出された記録によると、三番町マンションのモデルルームを平成28年11月7日に訪問後、区長夫人自ら営業担当者に対し、強く購入の意向があると受け止められる内容の電話をした。この電話を受けたことで、社内で検討し、石川区長とその家族が希望する住戸

を「事業協力者住戸」とし、区長及びその家族が優先購入ができる旨を区長夫人に電話で伝えている。さらに、区長夫人は三番町マンションの共同購入の際、区長から委任を受けて区長の代理人として契約を締結している。三番町マンションの購入について、区長は自分に関与していないとの証言に終始し、次男は記憶にないとの証言に終始する中、主導的な働きをしてきたと思われる区長夫人から事実関係を聴くほかになく、令和2年9月4日付で証人出頭請求をした。

これに対し、区長夫人は、出頭できない正当な理由を述べることなく、「百条委員会は区政の不正をチェックするための委員会であると聞いている。私は区政に何ら関与していないし興味も関心もない。なんで出頭要請されるのか理解できない」などと自己の主張を一方向的に述べ、さらには、事実無根な誹謗中傷を記載した書面を送付し、9月18日の証人喚問に出頭しなかった。

区議会では区長夫人石川月恵氏の頑なに出頭を逃れようとする態度に対し、証人出頭請求を引き続き行うとともに、あくまで出頭を拒絶した場合のことも思慮して文書照会を行うこととし、36項目に及ぶ質問に対する回答を記した記録の提出を求めた。しかし、9月17日付の書面で「以後の出頭請求は拒否する」旨を一方向的に表明し、以降区議会からの文書の受け取りを拒否し続けている。

他方、区長夫人は、9月23日付で一部の区議会議員及び私人である区民の氏名を具体的に挙げ、誹謗中傷する内容の書面をマスコミなどに送付し、その名誉を毀損した。(なお、区長夫人が送付してきた主張は、別添資料のとおり。)

委員会としては、こうした区長夫人の出頭拒否罪及び資料不提出罪に該当すると考えられる事実について、区長のみならず夫人までも刑事告発をするのはいかなものかと考え、区長を通じて区長夫人の百条調査への協力を申し入れたが、区長からは「別人格」との一言で協力が得られなかった。

## 二 委員会としての結論

### 1 区内マンションの購入について

三番町マンションは、敢えて、東京都の厳しい総合設計制度を利用せず、区とも協議をしながら区の総合設計制度を利用することでより多くの容積率の緩和が可能となったもので、その結果、区長が言うところの「定価」で購入したとはいえ、希望するマンションの一室が優先的に区長家族に販売されていた。

また、富士見マンションについても、資料請求や事前案内にも行っていない区長家族が、どの様な手段で人気物件のキャンセル住戸が出たことを知り、先着順で購入できたのか、その経緯は、三井レジデンシャル及び区長並びにその家族から明確な説明はなく、その上で区長は家族が居住するために購入したものと証言しているが、実際には短期間のうちに転売し、およそ7千万

円の転売利益を受けていることなども明らかになった。

## 2 百条調査では解明しきれない疑惑

区が、開発事業者である三井レジデンシャルに積極的に働きかけを行い、その結果、建設されたマンションなどの容積率を大幅に緩和し、また、区民共有の貴重な財産である区有地を、当然に採るべき手順・手続きを経ることなく、一民間法人に対し、無償で長期にわたる貸付を行い、本来千代田区に帰属すべき収入を失わせるなどの行為を行った。

これらの許可権者、或いは、決定権者はいずれも区長である。

今回の調査を通じ、石川区長に対する疑惑は解消されるどころか一層深まる結果となった。

このことは、区民の区政への信頼を著しく損ねるものであり、「区政は区民のために」と日頃から区長が標榜してきたことと相反するもので、区民に対する背信行為と言える。その結果として、今後の公平公正な区政運営にも支障をきたすものと思われる。

区議会は、賛成多数で決議した石川区長の証人尋問における偽証並びに証言拒絶については、既に去る8月26日に東京地方検察庁に告発しているが、区長夫人の証人出頭拒絶並びに記録の提出拒絶に対しても、今後速やかに警視庁または検察庁に対し告発することで、今後は、司法の場において石川区長の事務執行に関する一連の偽証が明らかにされることを望むものである。

また、多額の無償貸付を内部の議論も手続きも不十分のまま、議会への説明も相談もないまま決められたことは看過できないものであり、今後重要な資産の処分については議会の監視が機能するよう、制度的仕組みを議会において議論する必要がある。

区長夫妻と次男が購入した三番町マンションや同じく区長夫妻と長男が購入した富士見マンションの二つのマンションの販売事業者である三井レジデンシャルが100条調査に基づく照会に対し提出した記録を精査する限り、事業協力者住戸に設定した理由が単に販売戦略であったと理解することは難しいと指摘する意見もある中行った証人尋問における当時の販売責任者の証言からも、なぜ区長家族に事業協力者住戸が提供されたのか委員全員が納得することはできなかった。

## 3 区長の100条調査への不誠実な対応

地方自治法第100条に基づく調査は、区の事務執行上不正な手続きが行われていたか否かについて明らかにしていくものである。今回の調査も区の総合設計制度等の運用にあたり事業者が石川区長が何らかの便宜を図った見返りに、千代田区長とその家族が優遇を受け、区内のマンションの一室を購入したのではないかとこの疑惑が生じ、区の事務執行上の手順・手続きが正しく行われていたか、そこに不正がなかったのかについて明らかにするものである。

調査開始の当初、区長は、「不動産の売買は個人的なものであり、区の事務執行の不正を調査すべき100条調査の対象には該当しない」と述べ、積極的に調査に協力しようとしてこなかった。また、100条調査による証人尋問が次男に及ぶに至っては、地方自治法の本旨を歪めてまでも議会解散の通知を行う暴挙に出た。

加えて、今回の疑惑の端緒となった三番町マンションの購入にあたり、区長の代理人として契約し、契約交渉においても主導的な役割を果たしたと思われる区長夫人の証人出頭要請及び記録の提出の拒絶に対して、議会から協力をするよう働きかけがあったにも関わらず、何ら行動をしてこなかった。

区長は違法な解散処分について8月12日の公開の議場で謝罪し、百条調査に協力することを誓約したが、かかる一連の行為はこの誓約を違える行為であり、区長の政治責任は重大である。

## 第6 まとめ ー区政への信頼回復に向けてー

石川区長が三井レジデンシャルと関わった背景には「再開発等促進区を定める地区計画」の決定や総合設計制度の許可など都市計画等の規制緩和があったとまずは指摘しておく。

その上で、前述のとおり当委員会では石川区長が特定行政庁として行った再開発や区の総合設計制度の許可行為を通じ、事業者に対し、相当の利益をもたらした見返りに、区内の高級マンションを区長の長男石川雅一氏、次男石川雅也氏がそれぞれ家族と居住するために優先的に販売されたのではないかという疑いを拭い去ることはできなかった。

また、富士見のマンションにおいては、7千万円に及ぶ転売利益を得ていたことは明らかになったが、購入から転売までの経緯・経過を詳細に明らかにすることはできなかった。

区長は職員に対し、職員倫理規程に基づき、厳しく己を律するように求めている。こうした倫理を強く求める立場のその長たるものが自ら何らかの不正や便宜供与があったのではと疑われる行為をすることはあってはならないものである。

加えて、疑惑が報道機関により区民の知るところとなり、区議会による調査の過程で、ますますその疑惑の深まりを見せていく過程にあっても、一切反省することなく、区民や議会に対し、今日まで真摯な姿勢で説明もせずにいることは大きな問題である。

また、区が積極的に関与し、容積率の緩和などが図られた上で建設されたマンションの販売事業者である三井レジデンシャルの元担当部長は、当該マンションの建築主で総合設計制度の許可申請者であり、事業協力者住戸を決定する責任者である。一方、区長は、総合設計制度の許可権者で事業協力者住戸の購入者である。にもかかわらず、特定行政庁である区長は、三井レジデンシャルとの間に利害関係が成り立つことについて、証人尋問で指摘されるまでその認識を持っていなかったことも明らかになった。

5期およそ20年にも及ぼうとする石川区政の最終局面で、正に、区長の区政に対する集大成の時にこの様な疑惑が明るみになり、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に区と区議会が一丸となって取り組み、区民に安心・安全を届けなければならない時に、この様に区政の混乱を招いたことは誠に残念でならない。

今後は、早期に区政の正常化が図られ、適正な区政執行がされなければならないことを指摘するとともに、区有地の取得や処分、貸付などについてその基本を定める条例や特別職の倫理に関する条例の制定について、その必要性なども含め、研究していく必要があると考える。

併せて、制度上、区長が委員を任命する建築審査会のあり方やその果たす役割、また執行機関の事務執行上の手続きなどについても課題を含め検討しなければならないことを申し述べ、本調査を終了することとする。



## 第7 調査経費

### 1 調査経費（決算見込額）

①需用費（資料作成費等）	250,000円
②委託料（弁護士の法的助言）	2,800,000円
③旅費（委員及び証人への費用弁償）	60,000円
④役務費 （証人出頭要求、記録提出要求、会議録反訳、登記証明手数料）	378,517円

合計 3,488,517円

## 第8 弁護士への業務委託

100条調査権に基づく委員会運営等に関し、法的助言及び指導を受けるため、次の弁護士に業務委託を行った。

### 1 業務委託した弁護士

- (1) 千代田区飯田橋1丁目7番10号 山京ビル本館705号  
鈴木利治法律事務所 弁護士 鈴木利治
- (2) 新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル  
東京法律事務所 弁護士 中川 勝之

### 2 委託業務内容

地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項に基づき、千代田区議会企画総務委員会（以下、「委員会」という。）が行う「総合設計制度及び地区計画制度に関する調査」に係る、以下の法的助言及び指導業務

- (1) 委員長及び各委員への100条調査権にかかる事前勉強会での講義
- (2) 当該調査権の行使にかかる法的助言及び指導
- (3) 委員長及び各委員の証人等への尋問等に係る法的助言及び指導
- (4) 議会に告発義務が生じた場合の告発事務に係る法的助言及び指導
- (5) 委員会調査報告書（中間報告を含む）作成に係る法的助言及び指導
- (6) 委員会の運営に係る委員長への法的助言及び指導

2020年9月6日

千代田区議会議長

小林たかや不取

区議会議員、早尾恭一郎

区議会事務局長、吉村以津己不取

証人出頭請求に関して

百条委員会とは、区政の不正をチェックするための委員会であると聞いております。私は区政には、なんら関与していませんし、興味も関心もございません。なんで出頭要請されるのか、理解できません。そもそも百条委員会の設定自体が不当であります。又度の証人出頭を傍聴された方から、まるで区議会による集団リンチのようないやがらせだったと聞いております。3時間以上の中身の無い質疑応答で、10回以上もムダな休憩をとり、まともな進行ができていない状態だったそうです。とにかく「一般人を呼ぶ」請求理由を示して下さいようにお願いいたします。

もう一つ、事前の連絡たり、おしなせたりを行わず一方的に日程を決めることは、社会人として浅はかすぎ。通常では、short noticeでの出頭命令などありません。私は横浜での国際クラブの活動予定がすでにより、出席できません。この点にも返答を願います。

以上又項目の返事を2020年9月11日着で願います。

石川月恵

cc to:

FAX 2  
(10:30 a.m.)

2020年9月10日

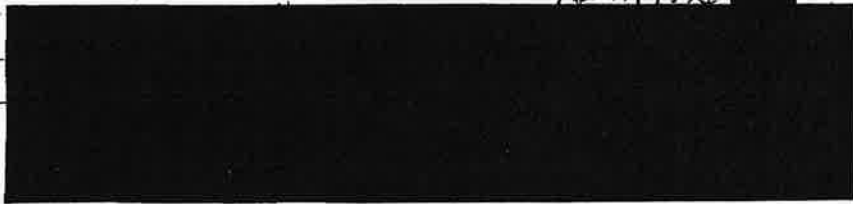
千代田区議会議員 小林たか子様

証人出頭請求の回答に関して

いちいちもったいつけて「二元代表制の一翼を担う区議会として回答する」という文には、何の意味があって書いているのかをお尋ねしたいところ。① 私は委員会の内容が誰かみても不可解なことに疑問を持ちます。その委員会における総合設計制度に係る調査のため証言を求めるといふ話。私は区政に他人ら関係してはいると、すでに伝えてあるにもかかわらず、こちらの意見が理解できないとは、区議会の構造上の問題及び知的問題かと思われ。その点もお尋ねしたいと思います。② 制度に係る調査は専門家に依頼すれば済む話。素人の一般人に質問しては、何の意味があるかという調査目的が違ってしまう。偏った考え。なぜ三井不動産の証人喚問がなれないのか、できないのか、その点も質問したい。③ 道理はばかっていると思われ。私は、何度も申し上げますが、なんも関係していません。他人の質問にも「何も申し上げることはございません」。区議会の人は人を裁く権利があるのか、とよく振るまわっている。後ろ指さされるような過去や行動が法律の中では噂としてひかっています。特に政務調査費不正事件(タニシ代不正)などは百条委員会でも取り扱われればならない筈です。これはどうなっているのでしょうか?④ 錦糸町や池袋や居酒屋での行動が区民に目撃されています。もっと区民の為に汗水たらして働らくべきなのに、百条委員会でも区民の税金を無駄に遣っています。以上、下線のある①から⑤までお答え願います。

石川月恵

cc to:



FAX to: [redacted] (16:20)

2020年9月15日

千代田区議会議長・小林たかこ様

証人出頭請求書に関する(2 (9月14日付))

私に提出した2020年9月10日の証人出頭請求書の回答に関する返答は①～⑤まで小学生程度のもので上級学校への進学には不合格であります。もっと掘り下げた、前向きな答えがないと合格は無理。議長が一人で答えられなくて、弁護士2人も使ってあの程度。税金を使ってあの程度。中身の無い、建前だけの答えしか出せない委員会に聞かせるのは無駄な話。物の道理が理解できず、或いは、善悪の判断も出来ない委員会に聞いても必要はありません。まともな答えが返されていません。是非、①～⑤に対してまともに答え下さい。物事を順序だてて進める私にとって①～⑤の適切な答えが重要です。何度も申し上げていますが、何ら関与していませんので、どんな質問にも「何も申し上げることはございません。」9月18日はすでに約束された予定ですので、はずせません。あなたたち不当な人々に正当な理由を述べざる必要はありません。念のため申し添えますと禁錮だの、罰金だのと暴力団のような脅しをちらつかせてまじく、(は)い(と)人(を)説(得)て(き)な(い)取(心)か(か)し(い)委(員)会。

石川月恵 [redacted]

cc to [redacted]

FAX to: [Redacted] (13:45)

2020年9月17日

河内区議会議員  
小林 たかや 様

2020年9月6日付の私の回答が十分に伝わったように、当日は横浜で「国際クワック」活動があります。これ以上個人の情報を申し上げる必要はありません。事前の連絡通り、すり合わせたりを行いたく、貴方の勝手は一方的に決めた日時です。常識からはずれている。自分たちの非を認めない態度は、社会人としてありさま行為である。何回にても分からない貴方、貴会の知的レベルを疑います。どんな社会組織でも緊急性のある事柄以外、1ヶ月～2ヶ月の予定通り、ルートを決めていきのが「普通」である。貴方、貴会は社会通念から逸脱している。取柄がしる限りである。私は1ヶ月までのスケジュールは埋まっております。

さらに、2020年9月10日付の私の質問の回答は不十分、不透明であるので、以後の出頭請求は拒否します。主旨の説明もなく、理屈に合わないこと自覚すべきは貴方へ従う必要なし。三井レジデンシャル(株)の資料開示も拒否され、また証人として出席しないこと自体、あり得ないし、理解できません。三井レジデンシャルの件が解明されたいことが拒否します。

石川 月恵 [Redacted]

cc to: [Redacted]

P.S.: こちらのまねにアタリラインをひくには答えます。

2020年9月23日

千代田区議会議長・小林たかゆ様

9月13日 [redacted] 19:00のニュースで、町会長研修会と懇親会の件、虚偽の記事を放映させ、悪意を感じさせるものだと区民から意見が寄せられました。前区長の時から永年続けられているものであるにもかかわらず、あたかも現区長の時から始まったような筋書き。区議会で予算及び決算の承認もとれいて、なおかつ議長も毎年参加している。今年度2020年は開催される筈もないのに、わざわざ過去の件を取り上げている。研修という言葉も抜かして、完全に仕組まれたシナリオだと区民の多くから伝えられました。区長を賤めることを意図したようだとされている。議員のたれが仕掛けたかも分かって、この話で「町の中で」噂になっている。今回の件といい、百条委員会といい、NHKに放送させたようです。「公共放送の筈のNHKが」たんの検証もせず、一部の悪意あるシナリオを放送しました。多くの区民は抗議の声を上げるべきだと立ち上がりようとしているようです。受信料不払い運動に発展するかもネという声もあるようです。今般の百条委員会は区政とが人の不正がないものを区議会が不当に立ち上げ、マスコミ等に大きく取り上げさせたという故意の思惑があるようです。その委員会に関して多くの区民が心配してくださり、その表には沢山の情報(電話、FAX、郵便物、等)が寄せられました。これらの情報によると、とまとの発端は [redacted] との噂)と政府関係者及び [redacted] 東京都知事小曾と、7月の選挙妨害を企てて、 [redacted] 副社長と起こした事柄のようです。来年(2021年)1月には千代田区長選と7月に都議選があるのだから、本年3月頃から [redacted] が裏で操作を始めたようです。 [redacted] との噂)を選挙にたたせる為、 [redacted] の噂)、 [redacted] との噂)、 [redacted] の噂)と [redacted] の噂)と協同して、話を立ち上げ、 [redacted] をはじめ [redacted] は偽りの記事を発表させたようです。そしてマスコミがこれに加担したようです。この5人は区長選とか都議選に出たいのだ

KOKUYO

と噂されています。出なければ堂々と立候補すればよいものと思います。  
自信がないので「悪質なイヤからせで区長をおとしめているぞです。妬み(嫉)  
嫉(ソネ)の固まった人々なのだ」と耳に入りました。[redacted]が裏で中心となり、  
[redacted]と仕掛けたようだと言われている。また「話が上がっています。また「印象  
操作」という策略をした」ということのようにです。ついでに「噂話をもう一つ。  
百条委で [redacted] と [redacted] の池袋ラブホテル自撃情報も有。

私は弁護士、医者、薬剤師、業会の理事長や先生とも相談すべく廻って  
おります。先週通りに購入しているにもかかわらず、どうも「乗って、あるいは  
加担している [redacted] は悪質で、責任も重いものがある」という指摘も受けました。  
[redacted] と利権が絡みで、根深いことではとも教えていただきました。

月刊誌「選択」2019年12月号に東京都知事選「小池漢し」の蠢動と題して、  
候補者立で [redacted] の悪あがきというサブタイトルで2ページにわたる記事が  
あります。参考の為添付します。

私は「The pen is mightier than the sword.」 「ペンが剣よりも強し」という  
我が母校のモットーを胸に、皆様からの貴重な意見や温かい励ましの言葉を  
書きしるしていきたいと思ます。

石川月恵 [redacted]

CC: [redacted]

